

一般社団法人 奈良県バスケットボール協会

アンダーカテゴリーU12部会規約

第1章 名 称

- 第1条 本部会は、一般社団法人奈良県バスケットボール協会アンダーカテゴリーU12部会（以下「本部会」という）と称する。
- 第2条 本部会の事務局を「部会長の指定するところ」に置く。

第2章 組 織

- 第3条 本部会は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「日本バスケットボール協会」という）、一般社団法人奈良県バスケットボール協会（以下「奈良県バスケットボール協会」という）に加盟し、本部会の目的に賛同するものをもって組織する。
- 第4条 本部会には、次の委員会を設ける。
(1)総務委員会 (2)財務委員会 (3)競技委員会 (4)審判委員会
(5)運営委員会 (6)普及委員会 (7)育成委員会
- 第5条 本部会の事業遂行上、必要ある場合は委員総会の議決を得て、特別委員会を置くことができる。

第3章 目 的

- 第6条 本部会は、奈良県の子どもたちがバスケットボールを楽しめる競技環境を整備すること、またバスケットボールの健全なる発展と、普及に寄与するとともに、加盟チームの相互の親睦を図ることを目的とする。

第4章 事 業

- 第7条 本部会は、前条の目的を達成するための事業を行う。
(1)大会（選抜、リーグ戦、選手権、その他の大会）の開催
(2)講習会ならびに研修会の開催
(3)その他、本部会の目的達成のための事業

第5章 役 員

- 第8条 本部会には、次の役員を置き、それぞれの委員会及び委員総会を構成する。
(1)部会長 1名
(2)副部会長 若干名
(3)常任委員 各委員会の委員長1名 副委員長若干名
(4)会計監査 2名
(5)委 員 各チーム1名（男女および複数チームで兼任不可）
(6)顧 問 若干名
- 第9条 部会長は、本部会を代表し、会務を総括する。部会長は、委員総会において推薦し、奈良県バスケットボール協会理事会及び社員総会にて承認を得ることとする。
- 第10条 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代行する。副部会長は、部会長が委嘱し、奈良県バスケットボール協会理事会にて承認を得ることとする。
- 第11条 常任委員は常任委員会を構成し、委員総会の決定、承認事項を執行するとともに第3章の目的を達成するための事業を企画運営する。常任委員は、部会長が委嘱し、奈良県バスケットボール協会理事会にて承認を得ることとする。
- 第12条 会計監査は、本部会の財務の状況を監査する。会計監査は、委員総会において推薦する。
- 第13条 委員は各チームに1名置くものとする。その他必要に応じて部会長が委員を委嘱することができ、委員は第4条にあげる委員会のいずれかに属する。

第14条 顧問は、部会長が委嘱し、部会長および副部会長の諮問に応じる。

第15条 役員の任期は、奈良県バスケットボール協会の役員任期と同様とする。但し、再任は妨げない。役員に欠員が生じたときはその補充をすることができる。補充された役員の任期は前者の残任期間とする。また、新規チームが年度途中で加盟した場合、その委員においても奈良県バスケットボール協会の役員任期と同様とする。

第6章 委員総会

第16条 委員総会は奈良県バスケットボール協会会長（以下「会長」という）が招集し、年4回以上実施する。次の事項は、委員総会において決定、または承認する。

- (1)事業計画 (2)予算、決算 (3)役員選出 (4)規約の改正
(5)その他の重要事項

第17条 委員総会の議決権を持つものは副部会長、常任委員、委員とし、2分の1以上の出席者をもって成立するものとする。ただし、委任状を部会長に提出することにより出席にかえることができる。

第18条 委員総会は、部会長が議長として統括する。

第19条 委員総会の議事において、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第7章 常任委員会

第20条 常任委員会は会長が招集し、随時実施する。第16条の事項について企画立案する。また、奈良県バスケットボール協会の代議員及び各種委員を推薦する。

第21条 常任委員会の議決権を持つものは副部会長、常任委員とし、2分の1以上の出席者をもって成立するものとする。ただし、委任状を部会長に提出することにより出席にかえることができる。

第22条 常任委員会は、部会長が議長として統括する。

第23条 常任委員会の議事において、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第8章 加盟・登録・移籍

第24条 本部会に加盟するチームならびに競技者は、日本バスケットボール協会が定める「U12カテゴリー登録運用細則」に基づき、所定の手続きを行うものとする。

第25条 競技者の移籍については、日本バスケットボール協会が定める「U12カテゴリー移籍運用細則」に基づき、所定の手続きを行うものとする。

第9章 資産及び会計

第26条 本部会の経費は、助成金、参加料、補助金、協賛金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第27条 奈良県バスケットボール協会主催、本部会が主管する大会、講習会ならびに研修会等への参加者、チームは定められた参加料を納入しなければならない。

第28条 本部会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10章 補 則

第29条 奈良県バスケットボール協会主催、本部会が主管する事業に参加する場合は、傷害保険等に加入しておくこと。

第30条 奈良県バスケットボール協会主催、本部会が主管する事業については、委員総会を開き、大会運営・規定等について協議する。

第31条 この規約に定めるもののほか、この部会の運営に関し必要な事項は、委員総会の議決を経て、部会長が別に定めることができる。

第32条 この規約は、2020年4月1日から施行する。